

水 団 連 発 第 59 号
令和 4 年 3 月 10 日

会 員 各 位

一般社団法人 日本水道工業団体連合会
会 長 木 股 昌 俊
専務理事 宮 崎 正 信

名古屋水道展出展募集のご案内について
(日本水道協会 全国会議併設)

会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のことと心からお慶び申し上げます。また、平素から当連合会に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当連合会では、本年 10 月 19 日から 3 日間、愛知県名古屋市において開催される日本水道協会主催の「全国会議」と併設して「名古屋水道展」を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

今回の水道展会場は、JR名古屋駅から「あおなみ線」で 24 分の場所に位置し、国際展示場関係施設が集合する一角となります。その中でも今回の展示会場は新設される新第 1 展示館（10 月完成予定）での開催となり、日本最大級の無柱空間 2 万㎡のうち半分の 1 万㎡を使用した展示会となります。

また、残る 1 万㎡を日本水道協会主催の全国会議、総会及び昼食会場の一部として使用され、新第 1 展示館会場で全国会議等と水道展の同時開催となります。

つきましては、別添の「名古屋水道展出展募集要領」をご覧いただき、出展につきましてご検討をいただきたいと存じます。

※ なお、募集にあたり今後の新型コロナウイルスの感染状況から、出展募集後に中止や変更となることもありますので、予めご了解の上、ご検討ください。

水団連事務局

名古屋水道展出展募集要領

【日本水道協会 全国会議 併設】

1 開催場所

ポートメッセなごや／名古屋市国際展示場：新第1展示館（10月完成予定）
〒455-0848 名古屋市港区金城ふ頭二丁目2番地

URL : <https://portmesse.com/>

交通案内

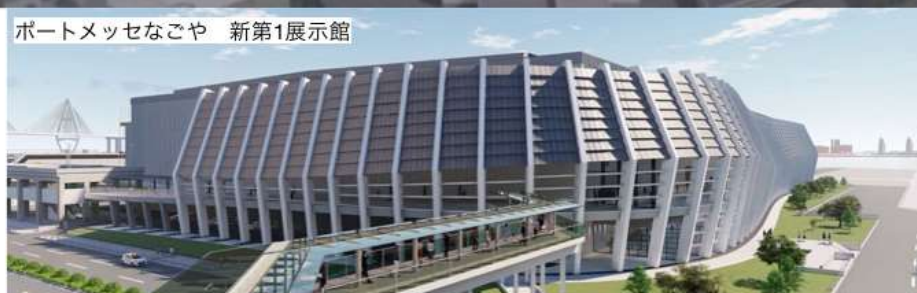
- 【鉄 道】 あおなみ線「金城ふ頭駅」直結連絡通路：徒歩5分
名古屋駅から直通24分（ノンストップ便で最短17分）
- 【自動車】 伊勢湾自動車道「名港中央IC」より5分
- 【バ ス】 「中部国際空港」～「金城ふ頭駅」約40分

（参考）日本水道協会全国会議

総会・シンポジウム 新第1展示館

研究発表会会場 コンベンション施設、交流センター

昼食会場 新第1展示館



2 開催期間

令和4年10月19日(水)～21日(金)の3日間

3 開催時間

1日目 10月19日(水) 9:30～17:00

2日目 10月20日(木) 9:00～17:00

3日目 10月21日(金) 9:00～14:00

(参考) 水団連と日本水道協会のスケジュール比較

		水団連	日本水道協会	
10月19日(水)	午前	水道展	総会(開会式・表彰式)	
	午後	水道展	総会(会員提出問題討議)	研究発表会
	夜		懇親会	
10月20日(木)	午前	水道展	シンポジウム	研究発表会
	午後	水道展	(視察)	研究発表会
10月21日(金)	午前	水道展	(視察)	研究発表会
	午後	水道展		研究発表会

(注) 日水協のスケジュールは予定です。水道展の最終日は14時に終了予定です。

4 主催

日本水道工業団体連合会

後援(予定)：日本水道協会、名古屋市、日本水道新聞社、水道産業新聞社

5 展示会場

(1) 会場概観

会場立地は、JR名古屋駅から「あおなみ線」で24分の場所に位置し、国際展示場関係施設が集合する一角となります。今回の展示会場は新設される第1展示館での開催となり日本最大級の無柱空間約2万㎡うち半分の1万㎡を使用した展示会となります。

また、残る約1万㎡を日本水道協会主催の全国会議、総会及び昼食会場として使用される予定となっています。

(2) 会場面積

第1展示館全面積：20,160㎡／水道展会場：10,080㎡程度

(3) ブース設営

① 申込単位

1小間9㎡(3m×3m)

② 基礎小間

システムパネル(オクタノルム)白、高さ2,700mmの壁面が、背面及び隣接小間との境に設営されます。通路側には設営されません。パラペット・社名・展示台はありませんので、各社特装にて設営してください。

6 留意事項

(1) 床面制限荷重

5 t/m²以下

(2) 給排水設備を利用される出展ブース

給排水設備を利用される出展ブースにつきましては、通路上への給排水管の露出配管を避けるため、既存床ピットのある箇所に指定いたしますので、給排水設備の利用をご希望の際は、出展申込書に必ず記載してください。

(3) 共同・隣接ブース申込

例年、出展申し込み終了後に他の出展ブースとの共同配置や隣接配置を希望される事例がございます。このようなブース配置をご希望の際は、希望出展者による共同申込を申込書に記載してください。

(4) 車両展示による出展

例年、車両展示で出展される事例がございますが、車両展示による出展をご希望の際は、出展申込書に記載してください。

7 ブース設営・展示会場使用に関して

(1) 設営…10月17日(月) 9:00～19:00

10月18日(火) 9:00～19:00

撤去…10月21日(金) 14:00～21:00

※10月17日(月)は00:00～9:00まで基礎施工時間帯となります。

※設営時間延長の際は、18時までに事務局へ申請してください。

(2) ブース高さの制限

ブース高さは、3小間以下の出展者は3.6m、4小間以上の出展者は4.5mを上限とします。隣接ブースとのセットバック制限はありません。

※高さ2700mmを超える木工壁は必ず白経師を施してください。

(3) 床面の制約

アンカーボルトを使用される際は、会場の規定に従ってください。

(4) 消火設備

実演などに伴う火気や危険物の持ち込みは、原則禁止となっております。持ち込みの際は、消防署への届出・許可が必要となります。

(5) 喫煙所

所定の場所を除き展示会場内は全面禁煙とします。

(6) インターネット環境

Wi-Fi が使用できるか確認中です。

(7) 会場内マイクの使用

プレゼンテーション等によるマイクの使用は周りに配慮した音量で使用ください。

8 搬入・搬出

(1) 運搬方法

ブース付近まで車両の乗り入れは可能ですが、荷卸し場に関しては限定させていただく場合があります。会場内での作業がスムーズに進むよう、フォークリフト、ラフター、クレーンによる搬入・搬出は、指定業者に限定させていただく場合があります。

(2) ユニックの使用について

ユニック車の使用については、出展者にて作業可能ですが、搬入、搬出路の関係で、ブース最寄りにて作業できないことも想定されます。搬入車両の動線確保のため、4tユニックまでにとどめてください。また、操作は必ず免許保持者が担当してください。

(3) 搬入・搬出の時間・順番

会場の混雑を避けるため搬入・搬出の時間・順番を指定する場合がございます。詳細は出展者説明会にてご案内いたします。

(4) 待機駐車場

会場周辺の駐車場を確保する予定です。
詳細は出展者説明会にてご案内いたします。

(5) 車両の入退場…搬入・搬出証について

従前どおり「搬入・搬出証」のない車両は進入できません。
毎年、展示物の搬入・搬出車両については、事前に申し込みのあった枚数の「搬入・搬出証」を送付します。しかしここ数年、搬入出証を掲示していない車両やカラーコピーを使用した車両が見受けられます。「搬入出証」をお持ちでない車両およびカラーコピーを使用した車両につきましては場内への乗り入れを禁止させていただきます。(最劣後となります。)

9 展示ブースの概算単価（税込）

(1) 単価 1 m² : 29,000円

(2) ブース単価に含まれるもの

◇間仕切壁（システムパネル:高さ2,700mm）

(3) ブース単価に含まれないもの

◇電気工事

◇給排水設備工事（水道工事）

◇ブース内装飾（パラペット、社名、カーペット等）

◇インターネット回線

◇備品レンタルなど

10 ブース配置の割振り

7月上旬に開催予定の広報宣伝委員会で決定し、7月に開催の出展者説明会においてお示しいたします。

11 出展者説明会

(1) 出展者説明会は、7月を予定しています(別途通知します)。

(2) 当日は、オンライン型式による出展案内の詳細についてご説明します。

(3) 出展申込される方は、必ずご覧ください。

12 名古屋水道展申込書

出展者は、添付「名古屋水道展申込書」に所用事項をご記入のうえ、次のFax番号又はメールアドレス宛に水団連事務局までお申し込みをお願いします。

Fax…03-3239-6369

Mail…suidouten@suidanren.or.jp

(1) 展示ブース申込

申込面積、共同出展、給排水設備、車両展示、展示物重量等についてお申込みください。

(2) ポスター・リーフレット・会場マップ・出展者業種別申請

◇ポスター(A1)

・各社5枚まで希望する枚数を無料配布いたします。

・さらにご希望の出展者には有料にて配布いたします。(170円/枚 税込)

◇リーフレット(A4)

・出展者には20枚/小間の枚数を無料配布いたします。

・さらにご希望の出展者には有料にて配布いたします。(1セット100枚単位)

でお申込ください。…1,000円/セット 税込)

◇会場マップ(A3二つ折り)

- ・仕様 外面…出展者一覧、ポートメッセなごや周辺案内図など
中面…名古屋水道展会場マップ

・ご希望の出展者には有料にて配布いたします。(1セット 100枚単位でお申込ください。…2,500円/セット 税込)

◇業種別登録

会場マップは、出展者の業種が識別できるように、各ブースを業種別に色表示したマップといたします。出展者には次の業種一覧から希望業種を一つ選択していただき「業種別登録」に記入のうえご提出願います。

- 1) 管、バルブ
- 2) ポンプ、水処理、下水処理、電機設備(探知機を含む)
- 3) 水質試験器、薬品
- 4) 給排水設備
- 5) 業務委託(システム開発等を含む)
- 6) 設計・工事

■「業種別登録」については必ず提出してください。

(3) スタッフ用ネックホルダー

水道展出展者スタッフ用ネックホルダーを無料配布いたしますので希望枚数をお申出ください。ネックホルダーは、10月18日(火)に名古屋水道展会場事務局にて配布いたしますが、事前配布を希望の方はお申出ください。

日水協全国会議参加者につきましては、当日、日本水道協会から会議参加者用ネックホルダーが配布されます。

※ 会場となるポートメッセなごやの新第1展示館は、10月の完成を目指し現在工事中のため会場の詳細について未確定な部分もございます。そこで7月に予定している出展者説明会で会場内の設備や指定された項目など、改めてご案内させていただきますので、ご了解ください。

水団連に4月28日(木)までにお申し込みください

FAX : 03-3239-6369/Mail : suidouten@suidanren.or.jp

名古屋水道展申込書

■会員名

*共同出展をご希望の際は、以下に全出展会員名をご記入ください。

【所在地】 〒 _____

【部署・役職】 _____

【担当者氏名】 _____ TEL : _____ / FAX : _____

Mail : _____

1 展示ブース申込

(1) 申込面積

() 小間 × 9 m ²
= m ²

※小間の割当と配置

水団連が出展者の希望や小間の形状に基づき小間の位置を決定し、出展者はその決定に従うものとします。また、会場面積の都合により、申し込み時の小間数が確保できない場合は、出展者と水団連の協議により小間数の決定を行います。

(2) 給排水設備、車両展示による出展 (希望する際は必ず○印をご記入ください。)

①給排水

②車両展示による出展 (4トン車の場合は2小間分として計上してください)

※車両展示に必要なその他の面積は必ず展示ブース申込面積に含めてください。

例) 4トン車1台(2小間) + 展示ブース(1小間) = 3小間 (27m²)

2 ポスター・リーフレット・会場マップ申請

ポスターは各社5枚までは無料配布いたします。リーフレットは各社20枚/小間を無料配布いたします。追加部分については有料となりますので希望枚数を下表にご記入ください。

項 目		数 量	金 額	送付時期
ポスター	希望枚数に○印をご記入ください。	0. 1. 2. 3. 4. 5	無 料	9月中旬
	追加有料申込み 申込み単位 1枚@170円税込	枚	円	
リーフレット	基礎数	ブース小間×20枚	無 料	9月中旬
	追加有料申込み 申込み単位1セット(100枚)@1,000円税込	セット	円	
会場マップ	追加有料申込み 申込み単位1セット(100枚)@2,500円税込	セット	円	9月中旬
ご請求額	合計		円	

*ポスターが不要な場合にも必ずご記入ください。

3 業種別登録

会場マップは、出展者の業種が識別できるように各ブースを業種別に色表示したマップといたしますので、下記の業種一覧から希望業種をご選択のうえ○印をご記入ください。

- 1) 管、バルブ
- 2) ポンプ、水処理・下水処理、電機設備(探知機を含む)
- 3) 水質試験機器、薬品
- 4) 給排水設備
- 5) 業務委託(システム開発等を含む)
- 6) 設計・工事

4 ネットホルダー申請

水道展出展者用ネットホルダーを無料配布いたしますので希望枚数をご記入ください。

ネットホルダー申込み枚数	枚
--------------	---

*ネットホルダーは名古屋水道展会場事務局にて配布いたしますが、事前配布を希望の方はお申出ください。

■確認のため会員名をご記入ください。/会員名 _____

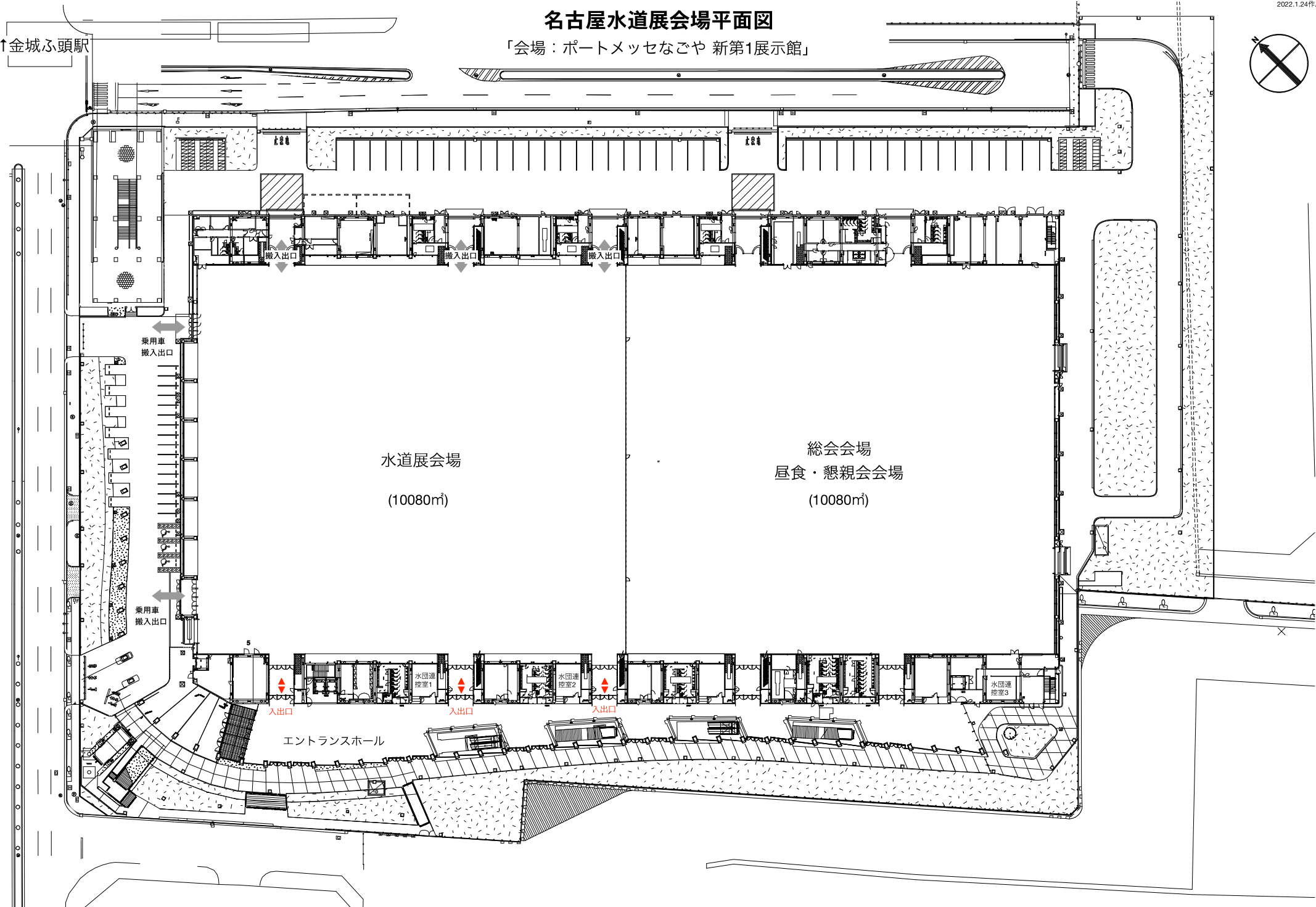
[提出先] 一般社団法人 日本水道工業団体連合会
102-0074 東京都千代田区九段南4-8-9・日本水道会館
TEL 03-3264-1654 / FAX 03-3239-6369/Mail suidouten@suidanren.or.jp

- * 1. メールでご送付の際は、「開封確認の返送を求める」にチェックを入れてください。
- * 2. FAXでご送付の際は、「着信確認」の電話をお願いいたします。

名古屋水道展会場平面図

「会場：ポートメッセなごや 新第1展示館」

↑金城ふ頭駅



2022年3月10日

(一社) 日本水道工業団体連合会 名古屋水道展 展示会規約

一般社団法人日本水道工業団体連合会（以下「水団連」という。）は、名古屋水道展の開催・運営にあたり、次のとおり規約（以下、「本規約」といいます。）を定め、出展にあたっては、本規約に同意いただくとともに、名古屋水道展新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインに定められた規定に沿って、出展を行うものとします。

1. 出展者資格

出展対象は、水団連会員とします。

出展内容等が、本展示会の開催趣旨や出展対象に適さないと水団連が判断した場合には、水団連は独自の判断で出展申し込みを断ることができるものとします。

2. 出展申込

水団連会員としての出展は、開催前年度の水団連の会費が納入されていることを前提とします。開催年の4月以降に会員となった者は、上半期会費の納入をもって、参加の前提を満たしているものとします。会費の納入が確認できない場合は、出展申請受付後であっても、出展申請の受付は、取り消すこととします。

出展者は、名古屋水道展出展申込書に必要事項を記入のうえ、水団連あて、電子メール又はファックスにて、送付するものとします。

出展申請の締切は2022年4月28日（木）までとします。水団連にて申請受付をもって、出展申請したものとします。

3. 出展契約及び小間使用の権利

水団連は、申込内容の確認を行い、小間数の確認を行ったうえで、5月13日（金）までに、お申し込み時にご入力いただいた電子メールアドレス又はファックス番号に電子メール又はファックスにて、小間数の結果をご連絡いたします。小間数の結果通知をもって、「出展契約」が成立したものとします。この電子メール又はファックスに記載した受入日を「出展契約日」とします。

出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと水団連が判断した場合、申請受付を保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする場合があります。

ただし、規約5に従って出展料金を全額支払うまでは、出展者は出展及び小間使用の権利を行使することはできないものとします。

4. 出展料金

出展料金は、次に記載のとおりとします。

①出展登録料：なし

②出展小間料（全出展者）：29,000 円/㎡とし、1 小間を 9 ㎡とします。

1 小間単価：（9 ㎡×29,000/㎡）=261,000 円（税込）

申込は、小間単位で受け付けます。

申込例：申込小間数 3 の場合

3 × 小間単価 261,000 円 = 783,000 円（税込）

5. 出展料金の請求と支払い

3に基づき「出展契約」が成立した場合、水団連は、出展料金の「請求書」を発行しますので、出展者は、2022 年 7 月 31 日（日）までに指定金融機関口座にお振り込みください（指定金融機関口座は請求書に記載）。手形及び小切手での支払いはできません。

また、振込手数料は出展者が負担するものとします。

出展者が出展料の支払いを遅延した場合は、年 14.6%の遅延損害を水団連に支払うものとします。

6. 出展契約の解約等

「出展契約」成立後は、出展者からの「出展契約」の解約・小間数の削減は原則として認められないものとします。

出展者がやむを得ない理由により「出展契約」の解約・小間数の削減を希望する場合には、水団連が定める様式により解約申込あるいは小間数の削減を申込むものとします。水団連が「出展契約」の解約あるいは小間数の削減を受入れする場合は、出展者が、解約料あるいは一部解約料（以下「解約料」という。）を水団連が定めた日までに指定金融機関口座に支払うことを条件として、「出展契約」あるいはその一部を解約できるものとします。

7. 出展解約料

①出展契約日から 2022 年 7 月 31 日（日）まで：出展小間料の 50%

②2022 年 8 月 1 日（月）以降：出展料金の 100%

また、本展示会の初日の前日の 17 時までには小間の使用を開始しない場合は、出展を取り止めたものとみなし、出展小間料の 100%を解約料としても申し受けます。

8. 出展小間料の返金等

「出展契約」の解除又は小間面積の削減の申し込みを水団連が承認した時点、あるいは出展者が出展を取り止めたものと見なした時点で、出展者が既に水団連に対して出展小間料の全部又は一部の支払いを行っている場合には、解約料は当該支払い済みの出展小間料から充当されるものとし、充当後残金がある場合は、水団連の定めた方法及び期日において水団連から出展者に返金します。解約に際して生じた出展者及び関係者の損害については補償しません。

9. 契約の解除

出展者が次の各号のいずれかに該当した場合、水団連は、何らの通知・催告なしに、また出展者に対して何らの賠償を行うことなく、直ちに「出展契約」を解除できるものとします。

- ①所有物件又は権利につき、差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税公課の滞納処分等を受けたとき。但し、第三債務者として差押え又は仮差押えを受けた場合を除く。
- ②支払い停止があったとき、支払い不能に陥ったとき。
- ③監督官庁から営業の取消、停止等の命令を受けたとき。
- ④出展者又は展示を予定している展示物等が、本展示会の開催目的や出展対象に適さないと水団連が判断した場合、その他出展者の社会的信用にかかわる民事上、刑事上又は行政法上の問題が懸念され、違法又は不当な行為、犯罪行為その他が行われた、あるいはその恐れがあると認められることから、出展者が本展示会に出展を行うことが社会的に妥当性を欠くと水団連が判断したとき。
- ⑤前各号の場合のほか、出展者が本規約の全部又は一部もしくは「出展案内」等に違背し、水団連からの催告にもかかわらず水団連が定める相当期間内に改善されないとき。
- ⑥本条に基づき水団連が「出展契約」を解除した場合、水団連は、規約7に定める解約料及びその他の損害の賠償を、出展者に請求することを妨げられないものとします。

10. 小間の割当と配置

水団連は出展者の希望や小間の形状に基づき出展者の小間の位置を決定します。出展者はその決定に従うものとし、小間位置を理由とした出展契約の解約はできないものとします。

また、会場面積の都合により、申し込み時の小間数が確保できない場合は、出展者と水団連の協議により小間数の決定を行います。

11. 共同出展の取扱い

2つ以上の会社・団体が共同で出展を申し込む場合は、代表となるそのうちの一つの会社・団体（以下「代表出展者」とします。）が申し込みを行い、共同出展者の名称・連絡先等については別途水団連へ通知するものとします。詳細は、出展案内を参照ください。

12. 出展物等の設置・小間装飾および撤去

- ①出展物等の会場への搬入と設置は、別途、水団連より通知される期間に行われるものとします。ただし、小間内の出展物設置は、本展示会初日の前日までに完了するものとします。

- ②小間装飾は、出展者説明会時に配布する「出展案内」に準じて行うこととします。「出展案内」に違反する装飾は撤去されることがあります。
- ③出展者は、会期中の出展物等の搬入、搬出、移動の際は、必ず水団連の承認を得た後に作業するものとします。
- ④小間内全ての展示および装飾物等は、水団連より通知された期間内に撤去を完了するものとします。期間内に撤去されない場合、水団連が撤去を行い、撤去費用は当該出展者が全額負担するものとします。
- ⑤「出展案内」のルールに違反する装飾は撤去されることがあります。

13. 来場者対応及び水団連企画への協力

- ①水団連が実施する企画に係り、水団連から出展者へ協力を依頼する場合は、出展者は積極的な対応を行うものとします。
- ②水団連は、水道界への就職を考えている学生を対象とした企画等を実施する予定です。学生等の来場者がブースを訪れる際は、出展者は積極的に応対するものとします。
- ③水道展公式サイト出展紹介ページ掲載のため、水団連が出展ブースを撮影する場合は、出展者は積極的に協力するものとします。
- ④撮影スケジュールは水団連にて決定し、事前にご連絡します。原則、スケジュールの変更はできないものとします。

14. 出展者の行動

出展者は、出展者にふさわしい品位ある行動をとっていただきます。出展ブースでは、開場時間中はブース内に最低1名は駐在いただきます。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止の観点から、駐在人数の上限を設定する場合があります。出展者は、通路など出展ブース以外の場所での展示・宣伝などを行うことや、近隣の出展者の展示を妨害してはなりません。妨害の有無などは水団連が判断し、出展者はこれに従うものとします。

15. 禁止事項

①小間の転貸、売買、譲渡、交換、使用許諾

出展者は、相手が他の出展者あるいは第三者であるか否かを問わず、出展小間の一部あるいは全部を転貸、売買、譲渡、交換、使用許諾することはできません。

②別会場への誘導を目的とした出展

水団連が認める場合を除き、本展示会会場以外の場所で出展者が自己の主要な製品の展示やセミナーなどを行い、本展示会の来場者の別会場への誘導を目的とする出展はお断りします。

③出展物の即売

本展示会会場での出展者による物品の販売を原則禁止します。ただし、水団連に事前

に申請し、許可を得たものは除きます。

④迷惑行為

出展者が本展示会に関連して実施する展示・イベント・講演等の全ての行為に対し、水団連が次の場合に該当するものと判断した場合には、当該行為の改善を求めます。これに従わない場合には、当該行為の即時中止もしくは全ての展示・イベント・講演の即時撤収をしていただくことがあります。出展者は、水団連に対して、この「改善」「即時中止」「即時撤収」の措置に起因する費用の返還請求等は、一切行うことができないものとしします。

なお、これらの措置の実施にあたり水団連が費用負担をした場合は、出展者にはその費用の全額を水団連に返還する義務が生じるものとしします。

- ・小間外通路の使用（来場者の誘引やアンケート等）により、他の出展者あるいは来場者に著しく迷惑を及ぼす場合。
- ・自社の小間外の会場通路・公共の場所での印刷物等の配布を禁止します。
- ・スピーカー等の音量により、他の出展者或いは来場者に迷惑を及ぼす場合。その他、光線・熱気・ガス・臭気・振動・スモーク等により、他の出展者あるいは来場者に迷惑を及ぼす場合。（なお、装飾物・演出としての「裸火、煙・スモークマシン、ネオン管などの使用はできません。」）
- ・社会通念に照らして技術紹介としての品位に著しく欠ける展示、行為である場合
- ・公序良俗に反する展示行為である場合。
- ・「個人情報」収集を主目的とした出展

⑤自己のブース内において、自社が取り扱う製品の展示や、商品・サービスのPRをすることなく、来場者の「個人情報」の収集を主目的として行う出展は禁止します。

16. 個人情報等の取扱い

①出展者は、展示などを通じて「個人情報」を取得する場合、「個人情報保護法」及び関連法令を遵守するものとしします。

なお、出展者と本人等との間で「個人情報」に関して紛争などが生じた場合は、両者で協議して紛争などの解決に当たるものとし、水団連はそれについて一切の責を負わないものとしします。

②本展示会への申し込みに伴う出展者の「個人情報」については、水団連の「プライバシーポリシー」に準じて水団連により適切に保護・管理されます。

詳細は <https://www.suidanren.jp> をご参照ください。

③水団連は本展示会の広報活動を目的として、出展者が入力・提供した出展者の企業情報、出展内容等をテレビ・ラジオ局、新聞社、雑誌社、インターネットを活用した媒体等へ情報提供できるものとしします。また同様の目的で主催者が、出展者の許可を得て取材等をした場合においても、テレビ、ラジオ局、新聞社、雑誌社、インターネットを活用した媒体等へ取材等の情報を提供する事ができるものとしします。

17. 損害賠償

水団連は、理由の如何を問わず、出展者及びその従業員または代理人が、小間を使用または占有することによって発生した人、物品および施設に対する傷害・損害等については一切の責任を負いません。出展者は、水団連に対して、自己の責任において小間を安全に使用することを保障し、万一事故等が生じた場合には、全ての損害につき賠償責任を負うものとします。

出展者は、展示物及び資材の盗難、失火等に対して、それぞれ自己の責任において万全を期すものとします。

水団連が、自ら責任を負うべき事由によって本展示会を中止した場合に限り、出展者が小間を使用できなくなったことについて、水団連は出展者に対して残余展示日数を基準として、日割り計算した出展小間料の払い戻しを行います。これをもって補償の全てとします。なお、水団連は、直接・間接的な自然災害による損害の発生などの不測の事態、あるいは第三者の命令または指示、その他不可抗力事由により出展者に生じる損害については一切の責任を負わないものとします。

18. 免責事項

出展者の展示・出展内容や、出展者が提供・配付した物品等に起因する会場内外での事故・トラブル等に関し、水団連は一切責任を負わないものとします。

また、以下の事項を含め、第三者に対する事故・傷害等について、水団連は問題解決には一切関与せず、協議等にも関与しないものとします。

- ・暴力団やテロ組織等に起因する損害、等
- ・出展者や来場者による会場設備の破損
- ・飲食物の提供による食中毒やアレルギー、トラブル等
- ・設営・準備における事故
- ・出展ブース内でのトラブル（損壊、盗難等）

19. 展示会の延期・中止

天災やその他の不可抗力事由により本展示会の開催が困難あるいは不可能となった場合、水団連は本展示会の早期閉会、開催延期、開催中止又は会期、会場の変更、開催規模を縮小することができるものとします。

なお「不可抗力」とは、天災、戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、害意、疫病による損害、ストライキ、立入制限、天候、第三者による差止行為、国防、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等公衆衛生に関わる緊急事態、国又は地方公共団体の行為又は規制など、水団連のコントロールの及ばないあらゆる原因をさします。

不可抗力により本展示会の趣旨、目的が十分に達成できないと水団連が判断した場合、水団連は開催前または開催期間中であっても、開催中止または開催期日・開催時間の短縮等を行うことができるものとします。その場合、水団連が上記の決定を行っ

た後、速やかに出展者に通知し、公表するものとします。

本展示会を水団連が開催を中止した場合、水団連は、本展示会の開催準備をするにあたっての水団連の必要経費分について、中止した時点で出展料を支払っている出展者に対しては出展料金から差し引いた差額を出展者に返金するものとし、出展料金が未納である出展者は水団連からの請求を受け支払うものとします。

水団連は、本展示会の延期または中止に関して一切の義務を追わないものとし、当該中止又は延期によって出展者、又はその他のものに生じた費用・損害等についての返金、賠償などに関する責任を一切負わないものとします。

20. 反社会勢力の排除

全ての出展者及びその代理人等は、現に反社会的勢力ではないこと、又は過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明・保証するものとします。

反社会的勢力とは、次に該当する者とします。

- ①総会屋、社会運動・政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団などの団体又は個人
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定義される暴力団、又はその関係団体及びこれらの構成員
- ③暴力、威力、脅迫的言辞及び詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人
- ④組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪収益等隠匿もしくは犯罪収益等收受を行っている、もしくは行っている疑いのある者、又はこれらの者と取引のある者
- ⑤無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき処分を受けた団体もしくは係る団体に属している者又はこれらの者と取引のある者、その他これらに類する団体もしくは係る団体に属している者又はこれらの者と取引のある者、前項①から⑤のいずれかに該当する者または団体（以下「反社会的団体等」とする。）と関係することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人

反社会的団体等が代表し、または支配する法人その他の団体

反社会的団体等が取締役、執行役、業務執行社員、監査役、理事、監事、またはこれらに類する地位の役職にある法人または団体

21. 準拠法および合意管轄

本規約並びに「出展契約」は日本国の法律に準拠するものとし、これらに基づく訴訟については、水団連の事務所所在地を管轄する地方裁判所を第1審の管轄裁判所とします。